

令和5年度 集団指導 特定教育・保育施設

< 運営・会計編 >

練馬区福祉部指導検査担当課

保育サービス検査係





運營編

さあ、始めましょう！！

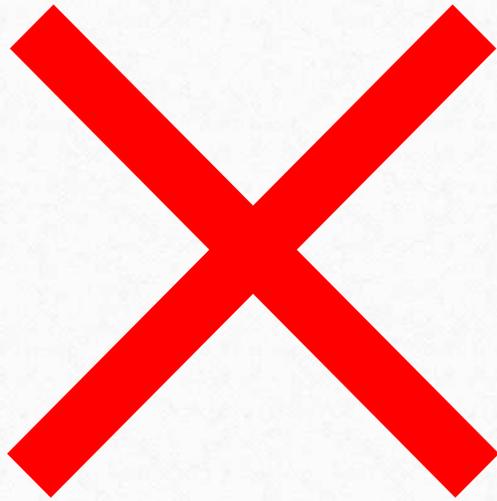
まずは、簡単な問題です！

保育室の面積について



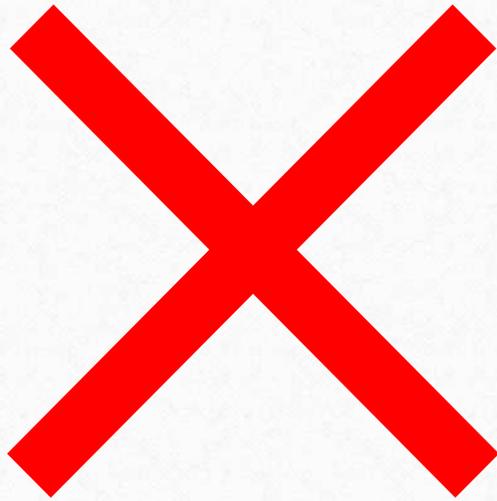
第1問

常時保育室に設置していても、
可動式の棚であれば有効面積に
含めることができるので、
保育に必要なだけ設置してよい。



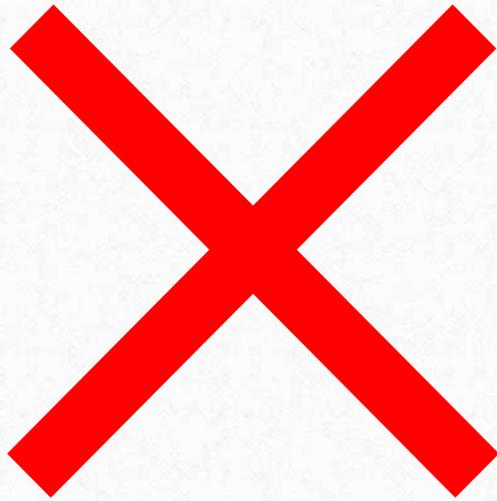
第2問

ベビーベッドは有効面積に含めることができるので、使用しなくなっても有効面積とは関係ない。



第3問

子どものロッカーについては、必ず必要なものなので、有効面積に含めて考えてよい。



今回の問題では、正解はすべてが×でした。
もし、1問でも だと思った場合、次からの
スライドを確認していただくようお願いいたし
ます。



全問正解だった方も、
確認してくださいね～！



保育室の面積は、
在籍児に対して
基準を満たしていますか？





認可時にはなかった棚等を増設したことにより、在籍児に対して必要面積が不足してしまうことが多くあります。



棚等を増設する際は、在籍児や定員に対して必要面積が足りるか必ず確認しましょう。

< 面積標記の種類 >

- ・ 内法面積 ... 壁の内側から内側で測り計算した面積
- ・ 有効面積 ... 面積に含まれるものを除き、棚やロッカー等面積に含まれないものを引いた子どもたちが活動できる面積

面積に含まれるもの、含まれないものの例示は、「東京都保育所設備・運営基準解説」に掲載されているので、参考にしてください。

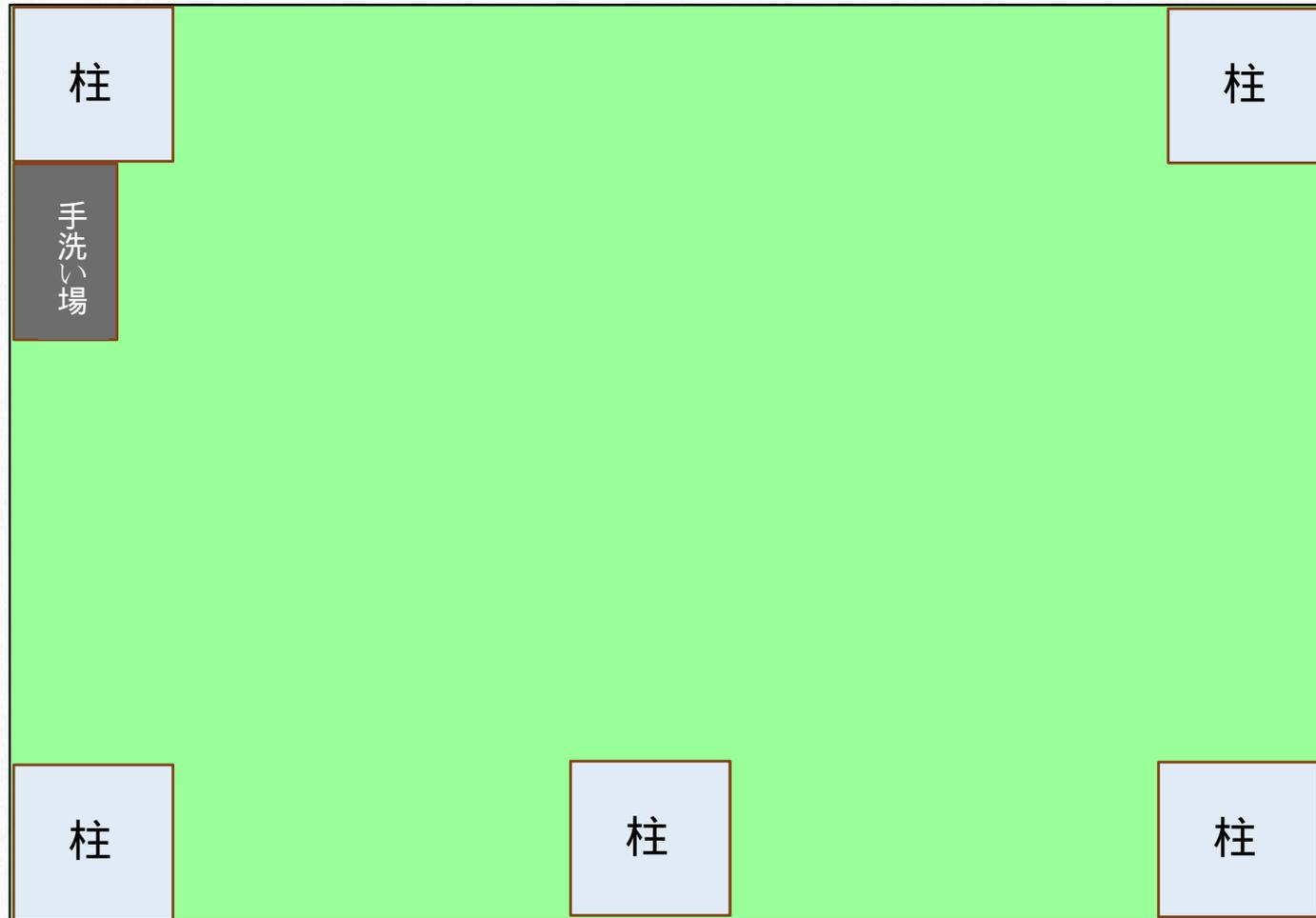
< 必要面積 >

0 ~ 1 歳 ... 1 人につき **3.3** m²

2 ~ 5 歳 ... 1 人につき **1.98** m²

1 歳児については、年度の途中で 2 歳になっても 1 人につき 3.3 m² で計算し、保育室の面積を確保するようにしてください。

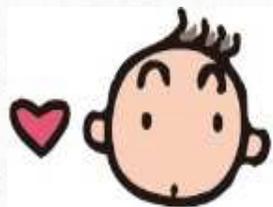
< 保育室の例 >



- ロッカーや遊具棚は、
可動式の物であっても常設のものは、
有効面積には含められません。



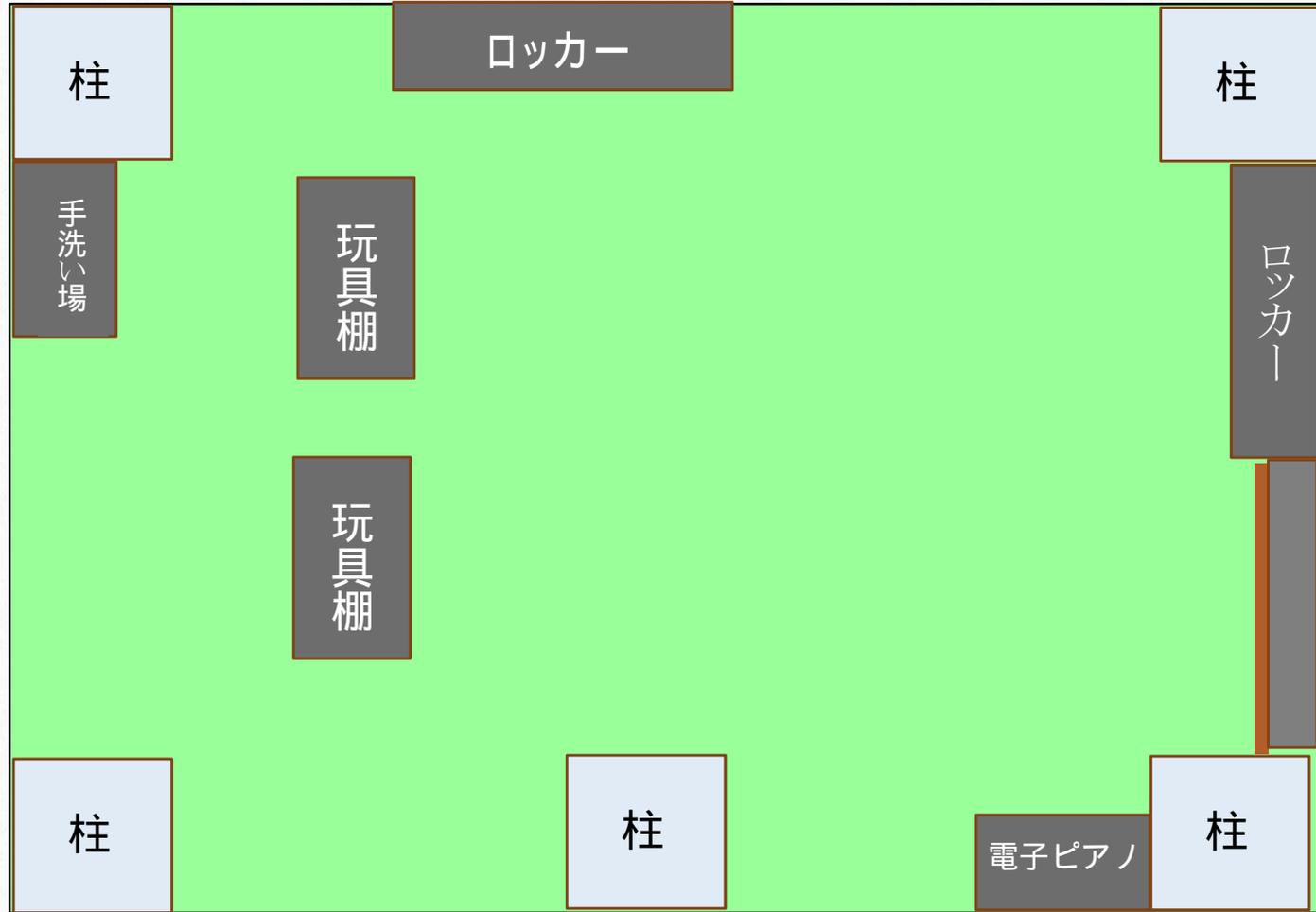
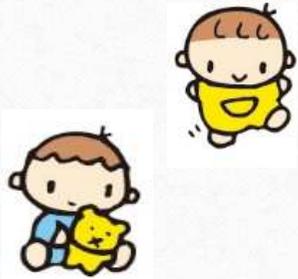
- ピアノやオルガン等についても、
常時保育室等内に配置されている
ものは、有効面積には含められません。



< 保育室の例 >



面積に
含まれない。



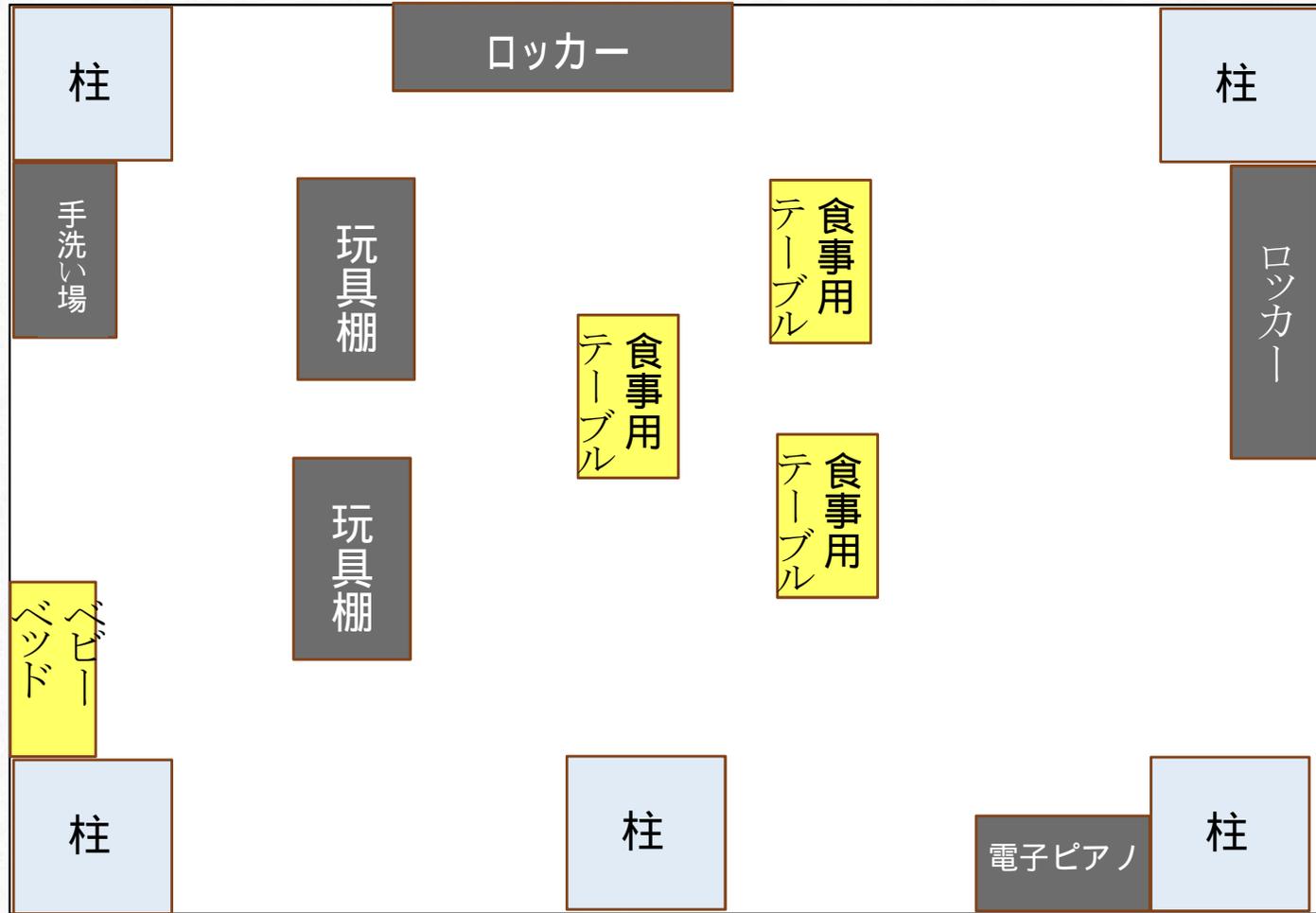
< 保育室の例 >



面積に
含まれない。



面積に
含まれる。

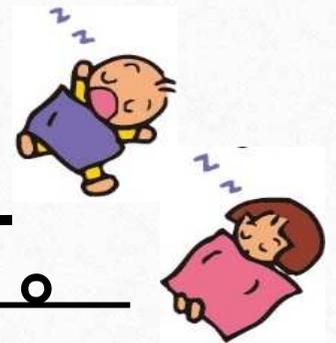


- テーブルは**食事用テーブル**です。

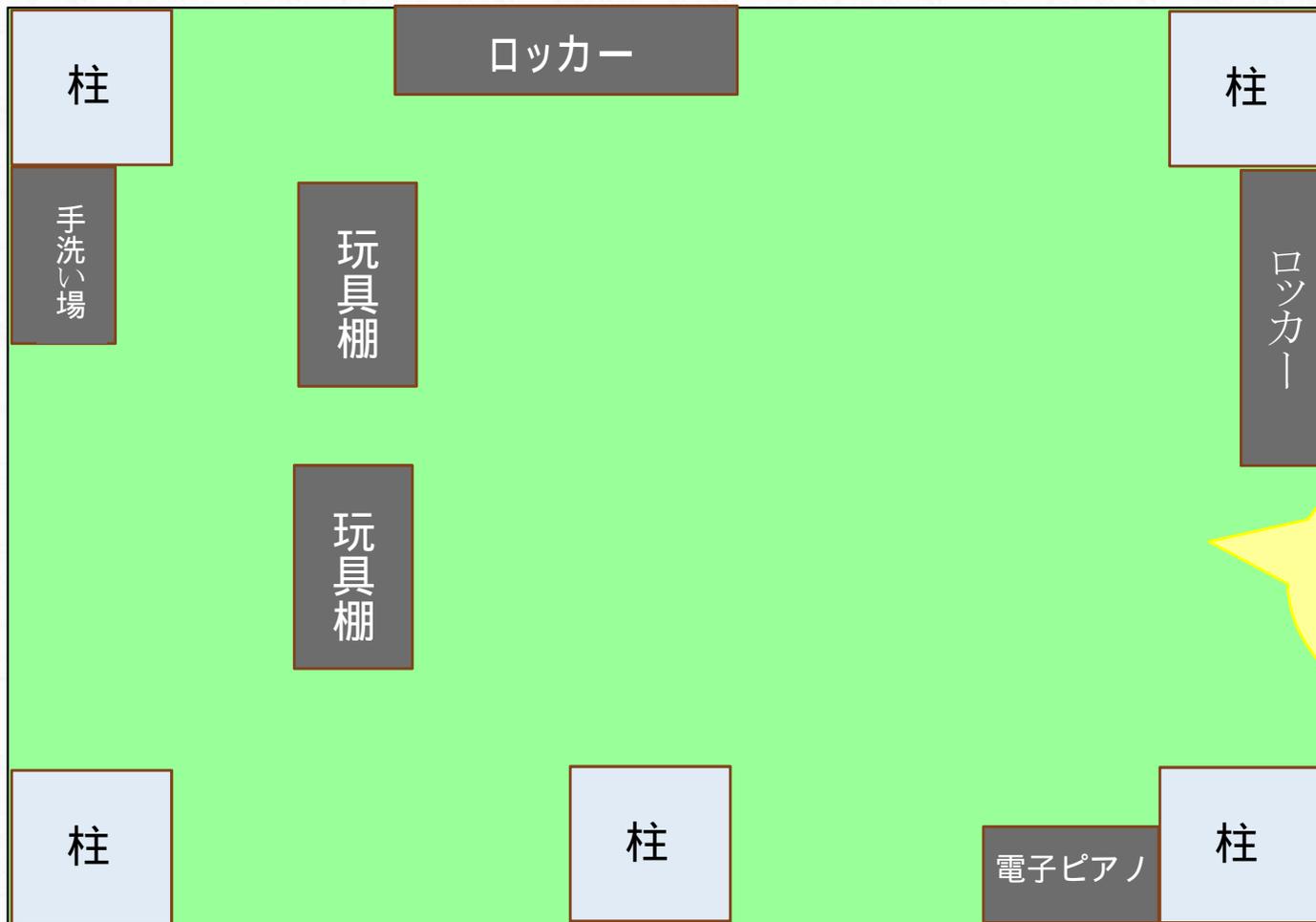


物を置いておくためのテーブルは、
棚等として考えるため、「有効面積」
に含められません。

- ベビーベッドはベッドとして
使用しているものに限られます。



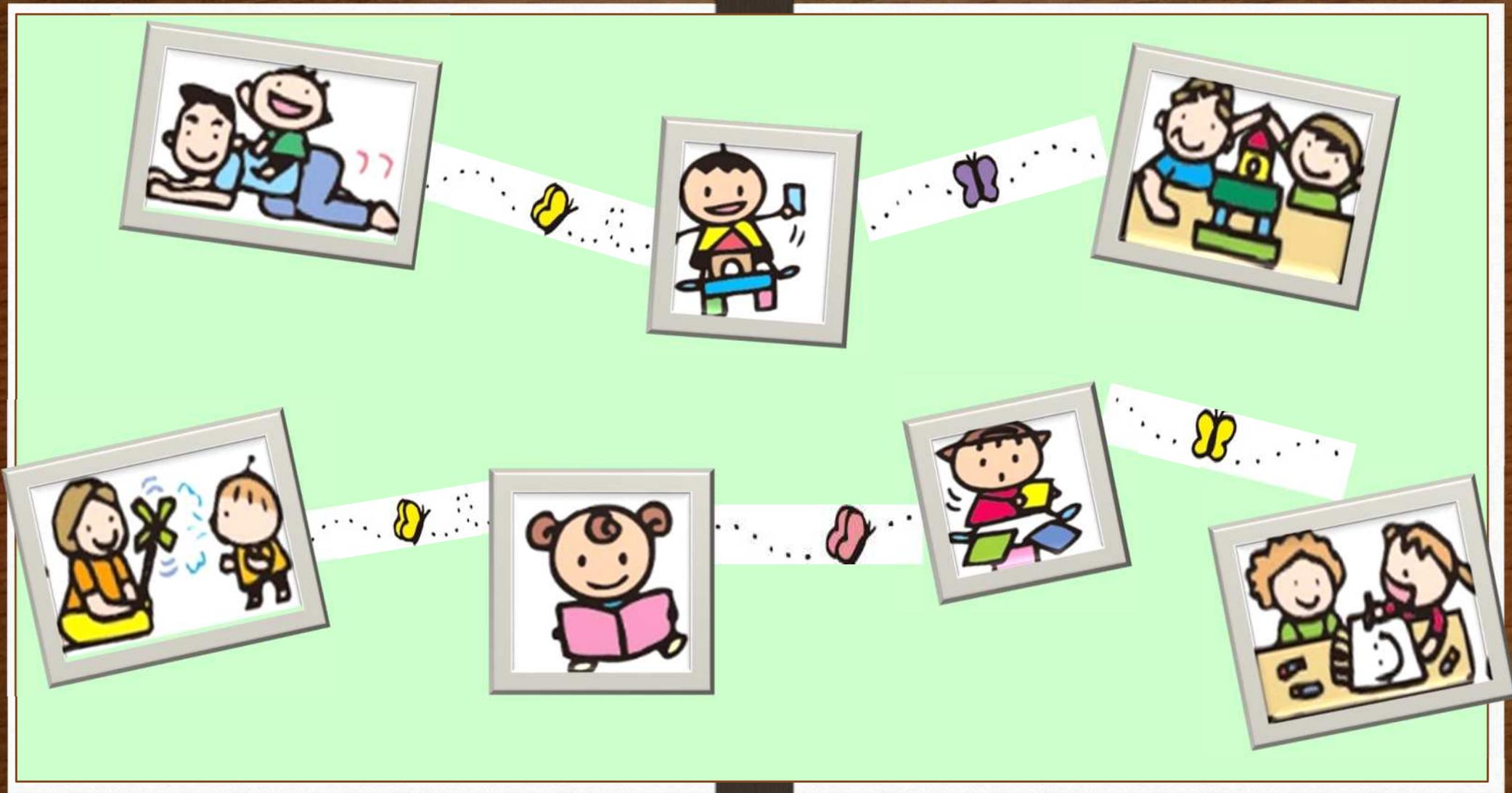
それ以外の場合は、棚等と同じく
「有効面積に含められないもの」に
なりますのでご注意ください。



先ほどの図から、面積に含むことができる使用しているベットと食事用テーブルを除いたものです。

この緑色の部分がこの保育室の有効面積となります。







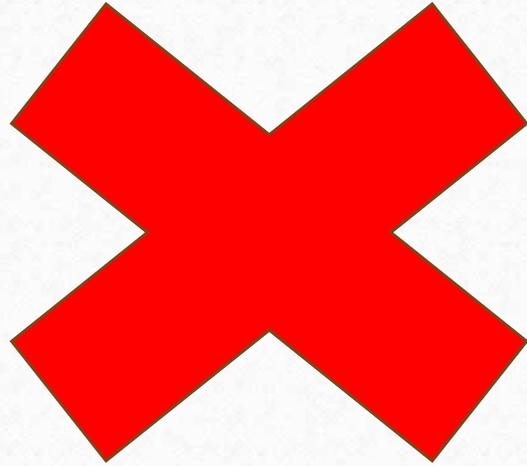
會計編

クイズタイム！！



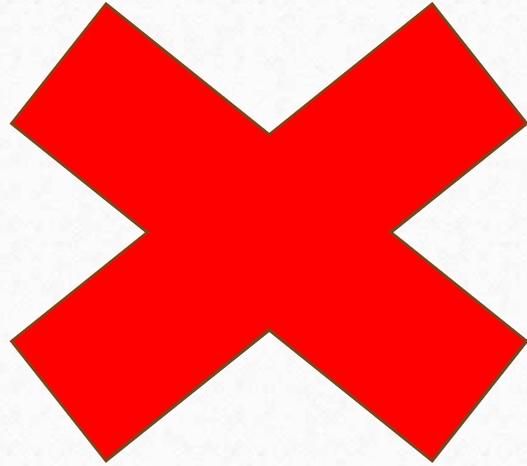
第1問

保育園で使用する帽子の金額や購入してもらう理由を利用者に口頭のみで説明した。



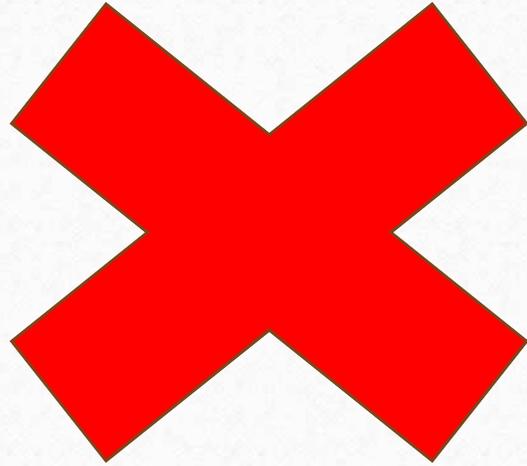
第2問

業者からの購入価格が113円の連絡帳を徴収が煩雑にならないよう徴収額を120円にして利用者に請求した。



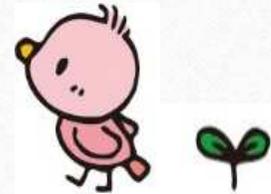
第3問

財務情報等公表様式を掲示しているため、委託費の弾力運用の第三段階の要件である計算書類を保育所に備え置き、閲覧に供するは満たしている。





今回の問題は、全て答えが×になります。
なぜ、×なのか次からのスライドで
確認していきましょう！





利用者負担額や負担内容は適切ですか？

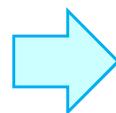


施設は、つぎに掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができるとされています。（実費徴収）

(1) 日用品、文房具その他保育に必要な物品の購入費用

(2) 行事参加費用

(3) 食事の提供に要する費用



(3)の費用は徴収することができません

食事の費用は、
扶助費で支給
してるのです！

(4) 通園に係る費用

(5) その他施設の利用に通常必要とされるものに係る費用で
保護者の負担が適当と認められるもの



（練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第13条）

費用を徴収する際には、利用者に説明した上で
同意を得なければなりません。

あらかじめ以下の内容を書面により明らかにするとともに
利用者へ説明を行う。

- ▶ 費用の用途
- ▶ 額
- ▶ 支払を求める理由

書面で明らかにする
内容はこの3つ！



説明も同意も、**徴収
する前**に行ってね！

利用者負担額は実費徴収です。



かかった費用を徴収するから
実費徴収なんだね！

1年に1回は見直しすると
いいねー！



- ▶ 複数購入による業者からの割引や価格変動等により、利用者から徴収する負担額が、仕入れ値を上回ってしまうことがあります。
利用者負担額が実費徴収となるよう、定期的に価格の見直しを行うようにしましょう。



計算書類は備え置き、閲覧に供していますか？



計算書類を保育所に備え置き、閲覧に供することは、委託費の第三段階の弾力運用を行う際の要件の1つです。

- ▶ 要件を満たさないと第三段階の弾力運用は行えません。
- ▶ 備え置き、閲覧に供する計算書類は、最新の年度のものとなるようにしてください。
- ▶ 財務情報等公表様式とは別に計算書類の備え置きが必要です。

年度が変わったら
確認をしよう！



これからも安全安心な保育のために・・・
ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの
入力・送信をもって
終了です！
忘れずに～！！



受講報告兼アンケートについて

受講報告は、Logoフォームでのご回答となります。
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出〆切：令和6年5月13日（月）必着